



国際コンサルティング・エンジニア連盟

建設工事の契約条件書

国際開発金融機関版

発注者の設計による建築ならびに建設工事

一般条件
特記条件
様式集

一般条件

特記条件

様式集

建設工事の契約条件書

発注者の設計による建築ならびに建設工事

国際開発金融機関版
2010年6月

目次

序文

一般条件

目次	i
定義語	
条項1 - 20.....	1
付属書 紛争委員会合意書の一般条件.....	70
付則 手続規則.....	74
副条項の索引.....	76

特記条件

- 特記条件 - PartA：契約データ
- 特記条件 - PartB：特別規定

様式集

1. 入札状、入札承諾書、契約合意書及び紛争委員会合意書の様式

- 付属書類 A 入札状
- 付属書類 B 入札承諾書
- 付属書類 C 契約合意書
- 付属書類 D 紛争委員会合意書（単独制DB用）
- 付属書類 E 紛争委員会合意書（3人制DBの各委員用）

2. 特記条件に添付される保証の様式

- 付属書類 F 履行保証 - 請求払保証
- 付属書類 G 履行保証 - 履行保証
- 付属書類 H 前渡金保証 - 請求払保証
- 付属書類 I 保留金保証 - 請求払保証

3. 入札指示書に添付される保証の様式

- 付属書類 J 親会社保証
- 付属書類 K 入札保証 - 銀行保証

序文

多くの国際開発金融機関（MDB）は長年、借入国や被援助国に使用を要請する標準入札書類の一部として FIDIC の建設工事の契約条件書を採用してきた。FIDIC 条件書を利用するに当たっては、FIDIC の一般条件に含まれる規定を修正するために、特別適用条件（又は「特記条件」）に追加条項を加えることは MDB にとっては慣例となっている。こうした追加条項は多くの場合、調達書類が新しいプロジェクトのため準備される度に繰り返される標準的な表現を用いている。さらに、入札書類における規定は、特記条件の追加条項も含め、MDB の間でも多種多様であり、入札書類の使用者にとっては非効率で不明確なものとなり、紛争の可能性を増大させた。

これらの問題は MDB の調達責任者（HOP）の間でも重要視され、標準化する利益があるものと認識された。そこで、HOP は FIDIC の一般条件を利用することで、国際的に入札書類を調和化することを決定した。この目的のため、HOP は更に FIDIC 建設工事の契約条件書、1999 年第 1 版の変更版とすることを決定し、この中の一般条件に MDB によって特記条件の中に従来取り入れられてきた標準的な表現を含ませることとした。

FIDIC もまた調和化された契約、及び MDB の契約の特記条件において要求されている共通変更項目を一般条件に包含することが、使用者への大きな利益であることを認識していた。従って連盟は、MDB の契約のために 1999 年版条件書から、この国際開発金融機関版を HOP と共同で作成することを歓迎した。

修正又は調和化された版は、MDB 及びその借入国だけではなく、MDB が資金供与するプロジェクトで働くコンサルティング・エンジニア、請負者及び契約専門家のような、プロジェクトの調達の関係者に対しても、FIDIC 契約条件書の使用を容易なものにすると考えられる。

調和化された条件書を利用することで、特記条件に含まれるべき多くの追加や修正の大幅な削減に繋がるであろう。しかし、大抵のプロジェクトではいくつかの特有な変更を必要とする特別な条件が存在する。そのためこの調和化版は、他の FIDIC 出版物においては慣例となっている特記条件の条項を取り込んでいる。この国際開発金融機関版にも、契約データ（特記条件 - Part A）や保証（Securities, Bonds, Guarantees）及び紛争委員会合意書に関する様式集が収録されている。

一般に、この調和化版は、この契約形態に係る、そのために作成された既存の FIDIC のリスク分担原則を踏襲している。殆どの場合、FIDIC 建設工事の一般条件書の国際開発金融機関版を作成するうえで生じた改訂点は、編集の性質上発生したいくつかの小さな変更以外は、MDB の要望から生じたものである。

しかし、条項 20.2 から 20.8 までと、関連付属書に含まれている紛争規定においては、建設工事の契約条件書、1999 年第 1 版で FIDIC が改善を考えていた、初期の表現の修正を行ってきた。

条件書の条項 18 の保険規定に関しては、この専門的な事項への対処について代替手法を提案する意見が寄せられたが、1999 年第 1 版からの変更はなされていない。特に発注者は、必要な保険全てを包括する、一つに集約したプロジェクトのための保険証券の手配を考慮するようを望むかもしれない。

かかる手法の優位性は、提供される保険に関して、起こるかも知れない付保範囲の重複を含めて、齟齬又はその他の誤解を回避し得る点である。発注者が、単一保険証券を手配しようとした場合、その保険証券の写しは入札期間中に入札者が閲覧できるようにすべきである。FIDIC は、プロジェクトの調達の早い時点において、発注者が保険に関する専門家からの助言を得ることを勧告している。「参加金融機関」の項目に掲載された MDB は、国際開発金融機関版の作成に参加している。

これらの全ての MDB は、その標準入札書類として FIDIC 出版物のこの版を採用するものと理解されている。

一般条件の第 1 版は 2005 年 5 月に参加金融機関に対して提供され、2006 年 3 月の修正第 2 版そして 2010 年 6 月の修正第 3 版と続いた。

国際開発金融機関版のこれら 3 つの版の原稿は、最終稿となる前に関係機関に対して意見聴取のために回付された。寄せられた全ての意見は FIDIC によって検討され、その一部は取り入れられた。その他の意見は、いずれ FIDIC が建設工事の契約条件書の次の版を作成する際に、再検討されるであろう。

FIDIC 契約約款委員会の、この国際開発金融機関版の作成に果たした貢献に謝意を表す。初めの 2 回の版に関する契約約款委員会は、Christopher Wade (委員長)、Nael Bunni、Axel-Volkmar Jaeger、Philip Jenkinson 及び Michael Mortimer-Hawkins、並びに特別顧問として John B Bowcock 及び法律顧問として Christopher R Seppala によって構成された。これらの方々は、1999 年版の建設工事の契約条件書の作成にも、他の委員とともに参加していたことは特筆に値する(同書の謝辞を参照されたい)。この 2010 年版に関して、契約約款委員会は、Philip Jenkinson (委員長)、Christoph Theune 及び Zoltan Zahonyi、並びに特別顧問として Axel-Volkmar Jaeger、Michael Mortimer-Hawkins、Christopher R Seppala 及び Christopher Wade 並びに契約約款委員会を担当する、理事会メンバーの Geoff French、によって構成された。

これらの全ての方々が費やされた時間とご尽力に対して FIDIC は謝意を記したい。

使用の条件

国際開発金融機関(MDB)は、2005年5月に、工事調達向けの標準入札図書(SBD)を公刊した。それは、多数のMDB間で調和化され、且つ2004年10月にMDBの調達責任者及び国際金融機関によって承認された工事調達のための基本調達書類及び使用の手引に設定されたモデルに、「可能な限り、それらの調達ガイドラインに矛盾がないように」合致したものである。

MDBの調和化された工事調達のための基本調達書類及び使用の手引は、FIDIC建設工事契約条件書の国際開発金融機関版の一般条件書を組み入れている。その本文は、工事調達のための基本調達書類及び使用の手引への組入れるために、FIDICと多数のMDB間で合意されている。

FIDICとそれぞれのMDBは、総じて参加金融機関として知られているが、数通の副本にてライセンス契約を交わしている。各副本は正本と見做され、それら全てが一体として同一の契約を構成している。この契約は、国際開発金融機関版一般条件書を使用するについての諸条件を規定している。それは、以下の如くである。

- 参加金融機関は、単独又は複数の参加金融機関によって融資されたプロジェクトを借入国に代わり実施する団体（「実施機関」）を含む借入国が、例えば、ある場合には入札者がSBDについて原価の支払を求められることがあったとしても、国際開発金融機関版一般条件書を無料で使用することを許可するよう望んでいる。
- FIDICと参加金融機関は、ライセンス契約の条件を協議した。その目的は、参加金融機関が自ら及び借入国並びに実施機関にそのライセンス契約の諸条件が適用されることを選択した場合、実質的に同じ条件で、FIDICと2者間契約を締結するためであり、この契約を締結したときに、参加金融機関は、使用許諾を受けた参加金融機関となることにある。

参加金融機関とのライセンス契約により、FIDICは、当該金融機関に、開発金融機関の工事調達SBD又はそれに相当する図書の中に入れる国際開発金融機関版建設工事契約一般条件書の複製及び翻訳に対し、そして、実施機関へのそれらの配布及び実施機関による複製及び翻訳に対して、非独占的ライセンスを与える。但し、かかる複製及び翻訳は、当該金融機関によって、その全部又は一部が融資されたプロジェクトの枠内にあることを要する。このライセンスの条件は、次の如くである。

- 国際開発金融機関版契約一般条件書は、複製可能な電子形式にてFIDICがMDBに提供する。
- 国際開発金融機関版契約一般条件書は、MDBが実施機関に提供するSBDの一部となる。
- FIDICが著作権を有していることが、国際開発金融機関版契約一般条件書の全ての複製に明示されること。
- MDBのSBDには、国際開発金融機関版契約一般条件書を補足し、又は別途修正するため、国際開発金融機関版契約一般条件書と一緒に使われることを目的として、特記条件書を入れることが出来る。そしてこれらの特記条件書は、FIDICの同意を得ることなく、作成し発行することが出来る。

FIDIC は、定期的に、その建設契約条件書を照査している。参加金融機関とのライセンス契約期間中、a) 国際開発金融機関版契約一般条件書は関係当事者による事前の合意をもってのみ修正され更新される；b) FIDIC は、FIDIC がその建設契約条件書に行った変更の必要性を示している状況に照らして、国際開発金融機関版契約一般条件書に対する修正の必要性を評価するため、開発金融機関との連絡を維持する；c) FIDIC は、全ての合意された修正を FIDIC が参加金融機関に供給する国際開発金融機関版契約一般条件書の新版に迅速に組み込むこととする。

参加金融機関

下記に列挙された参加金融機関が FIDIC 建設契約条件書の国際開発金融機関版の作成に参加した。彼等の全てが彼等の標準入札書類にこの FIDIC 書類のこの版を採用するものと理解されている。国際開発金融機関版は参加金融機関により全て又は一部が融資されるプロジェクトにより使用されるものである。

- アフリカ開発銀行
- アジア開発銀行
- 黒海貿易開発銀行
- カリブ開発銀行
- 欧州評議会開発銀行
- 欧州復興開発銀行
- 米州開発銀行
- 国際復興開発銀行（世界銀行）

著作権

参加金融機関とのライセンス契約の条件の下では、国際開発金融機関版契約一般条件書を含む建設契約条件書の唯一の著作権保有者は、FIDIC である。各参加金融機関は、次を保証することを約している。a) 「国際開発金融機関版契約一般条件書 - 参加開発銀行融資契約向けのみ。© FIDIC 2010 - この書類の複製禁止」という表示が、印刷又は電子形式の SBD に含まれている国際開発金融機関版契約一般条件書の各複製物の各ページに表記されること。b) 次の FIDIC 著作権表示が、使用者によって作成される各国際開発金融機関版契約一般条件書の最初のページに表示されること。

「© FIDIC 2010。全ての権利が留保されている。本書の著作権の保有者は、国際コンサルティング・エンジニア連盟 - FIDIC である。この刊行物は、その使用が[日付]付で[MDB 名]と FIDIC との間で締結されたライセンス契約で取り決められたことのみによりその使用が限定されている。その結果として、FIDIC の書面による事前の許可なしに、この刊行物のどの部分も、機械、電子、磁気、写真、記録、その他、どんな方法によっても、どんな形式であれ、本書のいかなる部分も複製、翻訳、翻案、取り出し可能な状態で保存、又は伝達してはならない。かかる許可を要求するには、以下に連絡されたい。

FIDIC, Case Postale 311, CH-1215 Geneva 15, Switzerland; 電話 +41 22 799 49 00; ファクス +41 22 799 49 01; 電子メール: fidic@fidic.org.

FIDIC は、明確に別途表示されていない限り、本書の翻訳の正確さ又は完全性について責任を有するものではない。

一般条件

特記条件

様式集

建設工事の契約条件書

発注者の設計による建築ならびに建設工事

国際開発金融機関版
2010年6月

一般条件

この刊行物は、参加開発金融機関とFIDICとの間で締結されたライセンス契約で取り決められたことのみによる使用が限定されている。その結果として、FIDICからの書面による事前の許可なしに、この刊行物のどの部分も、機械、電子、磁気、写真、記録、その他、どんな形式、又はどんな方法によっても、複製、翻訳、翻案、取り出し可能な状態で保存、又は伝達してはならない。かかる許可を要求するには、以下に連絡されたい。FIDIC, Case Postale 311, CH-1215 Geneva 15, Switzerland; 電話 +41 22 799 49 00; ファクス +41 22 799 49 01; 電子メール: fidic@fidic.org。FIDICは、明確に別途表示されていない限り、この刊行物の翻訳の正確さ又は完全性について責任を有するものではない。

一般条件

目次

1	一般規定	1
1.1	定義	
1.2	解釈	
1.3	コミュニケーション	
1.4	法律と言語	
1.5	書類の優先順位	
1.6	契約合意書	
1.7	譲渡	
1.8	書類の保管及び供与	
1.9	函面又は指示の遅延	
1.10	請負者の書類の発注者による使用	
1.11	発注者の書類の請負者による使用	
1.12	機密事項	
1.13	法律の遵守	
1.14	連帯責任	
1.15	銀行による検査及び監査	
2	発注者	8
2.1	現場への立入り権	
2.2	許可、免許又は承認	
2.3	発注者の要員	
2.4	発注者の資金手配	
2.5	発注者のクレーム	
3	エンジニア	10
3.1	エンジニアの義務と権限	
3.2	エンジニアによる委任	
3.3	エンジニアの指示	
3.4	エンジニアの交代	
3.5	決定	

4	請負者	12
4.1	請負者の一般的義務	
4.2	履行保証	
4.3	請負者の代理人	
4.4	下請者	
4.5	下請契約の利便の譲渡	
4.6	協力	
4.7	計画位置の設定	
4.8	安全の手続き	
4.9	品質保証	
4.10	現場データ	
4.11	承諾契約金額の充足性	
4.12	予見不可能な物理的条件	
4.13	通行権及び施設	
4.14	妨害の回避	
4.15	進入路	
4.16	物資の輸送	
4.17	請負者の機器	
4.18	環境の保護	
4.19	電力、給水及びガス	
4.20	発注者の機器と無償供与資材	
4.21	進捗報告書	
4.22	現場の安全	
4.23	現場における請負者の作業	
4.24	化石	
5	指定下請者	21
5.1	指定下請者の定義	
5.2	指名に対する異議	
5.3	指定下請者に対する支払い	
5.4	支払いの証拠	
6	要員及び労務者	22
6.1	要員及び労働者の雇用	
6.2	賃金と労働条件	
6.3	発注者の役務に従事する者	
6.4	労働法	
6.5	労働時間	
6.6	要員及び労働者用施設	
6.7	健康と安全	
6.8	請負者の指導監督員	
6.9	請負者の要員	
6.10	請負者の要員及び機器に係る記録	
6.11	秩序紊乱行為	
6.12	外国籍の要員	
6.13	食料の供給	
6.14	水の供給	
6.15	虫害への対策	

6.16	酒類又は薬物	
6.17	武器及び弾薬	
6.18	祭典及び宗教的慣習	
6.19	葬儀の手配	
6.20	強制労働	
6.21	若年労働	
6.22	労働者の雇用記録	
6.23	労働者団体	
6.24	不当差別禁止及び機会均等	
7	プラント、資材及び施工技術	26
7.1	実施の方法	
7.2	試供体	
7.3	検査	
7.4	試験	
7.5	拒否	
7.6	欠陥の修復	
7.7	プラント及び資材の所有権	
7.8	使用料	
8	工事の開始、遅延及び中断	28
8.1	工事の開始	
8.2	工事完成期限	
8.3	工程計画	
8.4	完成期限の延長	
8.5	公共機関に起因する遅延	
8.6	工事の進捗度	
8.7	遅延損害賠償	
8.8	工事の中断	
8.9	工事中断の結果	
8.10	工事中断の場合のプラント及び資材の支払い	
8.11	長期にわたる中断	
8.12	工事の再開	
9	完成試験	32
9.1	請負者の義務	
9.2	完成試験の遅延	
9.3	再完成試験	
9.4	完成試験不合格	
10	発注者への引渡し	33
10.1	工事と区間の引渡し	
10.2	工事の部分の引渡し	
10.3	完成試験の阻害	
10.4	地表面の復旧	

11 欠陥補償責任	34
11.1 未了工事の完成と欠陥の修復	
11.2 欠陥修復の費用	
11.3 欠陥通知期間の延長	
11.4 欠陥修復の不履行	
11.5 欠陥工事の撤去	
11.6 追加試験	
11.7 立入り権	
11.8 請負者による原因究明	
11.9 履行証明書	
11.10 未履行部分に関する義務	
11.11 現場の取り片付け	
12 検測と費用算定	37
12.1 検測の対象となる工事	
12.2 検測の方法	
12.3 費用算定	
12.4 省略	
13 変更と調整	38
13.1 変更の権利	
13.2 バリュエエンジニアリング	
13.3 変更の手続き	
13.4 当該通貨による支払い	
13.5 暫定金額	
13.6 常備作業	
13.7 法制の変更による調整	
13.8 費用の変更による調整	
14 契約価格と支払い	42
14.1 契約価格	
14.2 前渡金	
14.3 中間支払い証明書の申請	
14.4 支払い予定表	
14.5 工事用プラントと工事用資材	
14.6 中間支払い証明書の発行	
14.7 支払い	
14.8 支払いの遅延	
14.9 保留金の支払い	
14.10 完工計算書	
14.11 最終支払い証明書の申請	
14.12 契約上の債務の確定	
14.13 最終支払い証明書の発行	
14.14 発注者の債務の消滅	
14.15 支払い通貨	

15	発注者による契約終了	49
15.1	修正の通知	
15.2	発注者による契約終了	
15.3	契約終了時の評価	
15.4	契約終了後の支払い	
15.5	発注者の都合による契約終了の権利	
15.6	腐敗又は不正行為	
16	請負者による工事中断と契約終了	55
16.1	請負者の工事中断の権利	
16.2	請負者による契約終了	
16.3	工事の中止と請負者の機器の撤去	
16.4	契約終了に伴う支払い	
17	リスクと責任	57
17.1	補償	
17.2	請負者の工事の管理	
17.3	発注者のリスク	
17.4	発注者のリスクの帰結	
17.5	知的財産権及び工業所有権	
17.6	賠償責任の限定	
17.7	発注者所有の宿舍 / 施設の使用	
18	保険	60
18.1	保険の一般要求事項	
18.2	工事及び請負者の機器の保険	
18.3	人身傷害及び財産の損害保険	
18.4	請負者の要員の保険	
19	不可抗力	63
19.1	不可抗力の定義	
19.2	不可抗力の発生通知	
19.3	遅延最小化の義務	
19.4	不可抗力の結果	
19.5	下請者に影響する不可抗力	
19.6	任意契約終了、支払い及び解除	
19.7	履行からの解放	
20	クレーム、紛争及び仲裁	65
20.1	請負者のクレーム	
20.2	紛争委員会の選任	
20.3	紛争委員会選任の不一致	
20.4	紛争委員会の裁定の取得	
20.5	和解	
20.6	仲裁	

- 20.7 紛争委員会の裁定の不履行
- 20.8 紛争委員会選任の終了

付属書 紛争委員会	70
紛争委員会合意書の一般条件	
付則 手続規則	
副条項の索引	74